

令和 5年 8月 日

三重県知事 殿

三重県四日市市安島二丁目10番9号

医療法人 隆志会

理事長 駒田 隆子

決 算 届

令和 4年7月1日から令和 5年6月30日までの決算を終了したので、

医療法第52条第1項の規定により届出します。



様式 1

事業報告書

(自 令和 4 年 7 月 1 日 至 令和 5 年 6 月 3 0 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人隆志会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人☐ 出資額限度法人 ☒ その他③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 三重県四日市市安島二丁目 1 0 番 9 号

(3) 設立認可年月日 平成 1 6 年 1 1 月 2 日

(4) 設立登記年月日 平成 1 6 年 1 2 月 7 日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	西城歯科	三重県四日市市安島二丁目 1 0 番 9 号	一般病床 0 床
			療養病床 0 床

(2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4 年 8 月 2 6 日 令和 3 年度決算の決定

令和 5 年 6 月 3 0 日 令和 5 年度事業計画及び収支予算の決定

様式2

法人名 医療法人隆志会
所在地 三重県四日市市安島二丁目10番9号

※医療法人整理番号 04571

財 産 目 録
(令和 5年 6月30日現在)

1. 資	産	額	118,521	千円
2. 負	債	額	9,507	千円
3. 純	資 産	額	109,014	千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	91,564
B 固 定 資 産	26,957
C 資 産 合 計 (A + B)	118,521
D 負 債 合 計	9,507
E 純 資 産 (C - D)	109,014

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。
土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式3-2

法人名 医療法人 隆志会

※医療法人整理番号 D457

所在地 三重県四日市市安島二丁目10番9号

貸 借 対 照 表

(令和 5 年 6 月 30 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
Ⅰ 流 動 資 産	91,564	Ⅰ 流 動 負 債	8,079
Ⅱ 固 定 資 産	26,957	Ⅱ 固 定 負 債	1,427
1 有 形 固 定 資 産	4,587	負 債 合 計	9,507
2 無 形 固 定 資 産	1,031	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	21,338	科 目	金 額
		Ⅰ 出 資 金	8,000
		Ⅱ 積 立 金	101,014
		純 資 産 合 計	109,014
資 産 合 計	118,521	負 債 ・ 純 資 産 合 計	118,521

様式4-2

法人名 医療法人 隆志会

※医療法人整理番号

D457

所在地 三重県四日市市安島二丁目10番9号

損 益 計 算 書
(自 令和 4 年 7 月 1 日 至 令和 5 年 6 月 30 日)

(単位：千円)

科 目		金 額
I 事業損益		
1 事業収益		95,723
2 事業費用		69,303
	事業利益	26,419
II 事業外収益		3,723
III 事業外費用		7
	経常利益	30,136
IV 特別利益		187
V 特別損失		1,939
	税引前当期純利益	28,383
	法人税等	7,218
	当期純利益	21,164

監 事 監 査 報 告 書

医療法人隆志会

理事長 駒田 隆子 殿

私は、医療法人隆志会の令和4会計年度（令和4年7月1日から令和5年6月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和5年8月23日

医療法人隆志会

監事 駒田 匡史

